

科学委員会委員及び専門部会委員の委嘱に関する達

平成 24 年 5 月 14 日

24 達第 2 号

改正 平成 24 年 6 月 8 日 24 達第 4 号

科学委員会委員（専門部会委員を含む。以下同じ。）の委嘱に関し、その透明性の確保を図るため、以下のとおり遵守事項を定めることとする。ただし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構科学委員会設置規程第 8 条第 3 項に基づき臨時委員として出席する専門委員（独立行政法人医薬品医療機器総合機構専門委員の委嘱に関する要領（平成 16 年 4 月 1 日 16 要領第 5 号）に基づき理事長が委嘱する専門委員をいう。）については、「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」において、本達と同等以上の遵守事項を定めていることから、本達の適用を除外する。

科学委員会委員は、薬事関係企業（以下「企業」という。）の役員若しくは職員の職に就いている又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任している場合には、その状況について別紙の様式に従って医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出するものとする。

また、科学委員会委員は、過去 3 か年度(注 1)の間の本人又は家族(注 2)の企業からの寄付金・契約金等(注 3 及び注 4)の受取状況について、その実績を別紙の様式に従って機構に提出するものとする。

機構は、当該提出を受けたときは、この内容を速やかに公開する。

注 1. 「過去 3 か年度」とは、別紙の様式による回答の日の属する年度を含めた 3 か年度とする。

注 2. 「家族」は、配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）であって、科学委員会委員本人と生計を一にする者とする。

注 3. 「寄付金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、科学委員会委員の委嘱を受ける者が実質的な受取人として用途を決定しうる寄付金・研究契約金（実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む。）等を含む。

なお、回答の日の属する年度については、保有している当該企業の株式の株式価値（回答時点）も金額の計算に含めるものとする。

注 4. 実質的に科学委員会委員の委嘱を受ける者個人宛の寄付金等とみなせる範囲を回答の対象とし、本人名義であっても学部長又は施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄付金等を受け取っていることが明確なものは除く。

附 則

この達は、平成 24 年 5 月 14 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 8 日 24 達第 4 号）

この達は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。

回答票

平成〇〇年 月 日

- 科学委員会委員
 - 科学委員会専門部会委員
- の委嘱を受けるに当たり、以下のとおり回答します。

職名： △△△△△ 氏名： ■■ ■■

1 薬事関係企業の役職、職員又は定期的に報酬を得る顧問等の職に就いていますか。

- 就いていません。 就いています。

就いている場合には、次の欄に企業名等を記載して下さい。

企業名： _____ 職名： _____ 年間報酬額： _____

企業名： _____ 職名： _____ 年間報酬額： _____

企業名： _____ 職名： _____ 年間報酬額： _____

2 薬事関係企業からの寄付金・契約金等（※）の受取（割当て）額について、「500万円を超える企業がある年度」がありますか。

(_____ 年度 ~ _____ 年度) ない ある

「ある」場合には、次の欄に企業名を記載して下さい。

(_____ 年度) _____

(_____ 年度) _____

(_____ 年度) _____

* 欄が不足する等の場合は別紙でも結構です。

(※)「寄付金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員の委嘱を受ける者が実質的な受取人として用途を決定しうる寄付金・研究契約金（実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む。）等を含む。

なお、回答の日の属する年度については、保有している当該企業の株式の株式価値（回答時点）も金額の計算に含めるものとする。

委員委嘱後、本回答内容を公表しますので、ご承知おき下さい。